

## 公示第46号

旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び  
処分期間の配分について

旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び処分期間の配分を「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について」（平成25年9月20日付け公示第42号）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示第54号）に基づき下記のとおり定める。

なお、「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に係る処分車両数及び処分期間の配分について」（平成21年9月30日付け公示第60号）は、平成25年10月31日限り、廃止する。

平成25年9月20日

北陸信越運輸局長 和 迹 健 二

## 記

処分車両数は、処分日車数及び当該営業車の配置車両数に応じ次の表のとおりとする。

配置車両数	1～	11～	31～	51～	101～	151～	201両
処分日車数	10両	30両	50両	100両	150両	200両	以上
～50日車	1両	2両	2両	4両	6両	8両	10両
51～100日車	1両	2両	3両	6両	9両	12両	15両
101～199日車	1～2両	3両	4両	8両	12両	16両	20両
200～299日車	1～2両	3両	5両	10両	15両	20両	25両
300日車以上	1～2両	4両	6両	12両	18両	24両	30両

- ※ 配置車両数が5両以下の場合は、処分車両数を1両とする。
- ※ 使用停止期間は、処分日車数を処分車両数で除して得た数（端数は切り捨て）とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは処分の対象とする車両の内1両に余りに相当する日車数を加えた期間とする。
- ※ 遊休車両がある場合、配置車両数及び処分日車数に応じ該当する車両数に遊休車両数を加えたものを処分車両数とする。ただし、処分車両数が当該営業所の配置車両数の30%を超える場合は、30%を上限とする。

附 則（平成28年11月18日付け公示第57号で一部改正）

この通達は、平成28年12月1日から施行する。